

会 議 の 経 過

議 長（川村重光君）

ご起立を願います。

おはようございます。

お座りください。

本日の欠席議員を報告いたします。10番、円子徳通君から欠席する旨の通告がありましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（川村重光君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 報告第1号 令和2年度六戸町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

改めまして、おはようございます。

それでは、報告第1号 令和2年度六戸町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

議案書1ページからになります。

令和2年度の六戸町一般会計繰越明許費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、計算書により報告するものであります。

2ページをご覧ください。

繰越しをした事業は、2ページから4ページにかけましての全部で13事業であります。

その内容であります、まず、2ページ1行目から3ページ3行目までの2款総務費、1項総務管理費は、スマートフォンの決済アプリを利用し、町税を納付することができるようにするためのスマホ収納対応事業や、今年度2回実施するプレミアム付商品券発行支援事業（第2期）補助金、町内の事業者が新型コロナウイルス感染症の飛沫感染や接触感染対策など新しい生活様式に対応するため、衛生設備を整備した場合に補助金を交付する新型コロナウイルス感染症予防対策設備等整備費補助金など、新型コロナウイルス感染症対応事業等に関する7事業で、財源は国県支出金と一般財源になります。

3ページ4行目から6行目までの2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費は、令和2年度デジタル手続法改正対応住民基本台帳システム改修事業など、法改正に伴うシステム改修3事業で、財源は国県支出金と一般財源になります。

4ページになります。

1行目の4款衛生費、1項保健衛生費は、新型コロナウイルスのワクチン接種に伴う予約受付や予診票等印刷などの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で、財源はほとんどが国県支出金になります。

2行目と3行目の10款教育費の2項小学校費と3項中学校費は、各小中学校において、感染対策の物品購入などの学校保健特別対策事業2事業で、財源は国県支出金と一般財源になります。

これら13事業の合計額は、左から5列目が繰越額で、2億7,250万7,336円、1つ飛んで、7列目が国県支出金で、2億1,925万6,000円、一番右側が一般財源となり、5,325万1,336円となります。

以上で報告第1号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で報告第1号 令和2年度六戸町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第3 報告第2号 令和2年度六戸町国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（円子国浩君）

報告第2号 令和2年度六戸町国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

議案書5ページからになります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和2年度六戸町国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について報告するものであります。

議案書の6ページをご覧ください。

1款総務費、2項徴税費において、スマホ収納対応事業で152万9,000円を繰越したものであります。

事業の内容は、国民健康保険税の納付について、スマートフォンを利用して納付できるようにするためのものであります。

なお、財源は全額が既収入特定財源となっております。

以上で報告第2号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で報告第2号 令和2年度六戸町国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第4 報告第3号 令和2年度六戸町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

報告第3号 令和2年度六戸町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

議案書7ページからになります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和2年度六戸町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を報告するものであります。

その内訳ですが、8ページをご覧願います。

1款事業費、2項建設事業費におきまして、小松ヶ丘処理区流域下水道接続工事事業で2,177万6,700円を翌年度に繰越いたしました。

その財源内訳につきましては、既収入特定財源の一般会計繰入金が8万8,350円、未収入特定財源として、国県支出金が1,088万8,350円、地方債が1,080万円となっております。

以上で報告第3号の説明といたします。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で報告第3号 令和2年度六戸町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（吉田史明君）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書9ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を令和3年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案書の11ページをご覧ください。

説明補足資料1ページの新旧対照表も併せてご覧ください。

このたびの改正は、令和3年度の税制改正において、地方税法施行規則をはじめとする省令や個別通知等において、提出者等の押印欄を定めている地方税関係書類について、押印欄を削除する改正が行われることから、地方税法上、明確に押印を求めている手続きで、地方公共団体が条例等で独自に様式を定め、押印欄を設けているものについても、原則令和3年4月1日から押印不要とする取扱いになることから、本条例で規定している押印についても原則押印不要となるため、条例を改正し、専決処分したものであります。

附則は、施行期日を定めるものであります。

以上で承認第3号の説明といたします。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長 (吉田史明君)

承認第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書の12ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町税条例等の一部を改正する条例を令和3年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、令和3年4月1日を施行日とする改正内容が含まれることから、課税事務についてもこれと同様の措置を講ずる必要があるため、条例を改正し、専決処分したものであります。

議案書14ページから28ページまででございます。

説明補足資料は2ページから15ページまででございます。

改正内容につきましては、改正箇所が多岐にわたるため、条項ごとの説明は行わず、主なものの概要のみご説明いたします。

最初に、個人町民税についてでございます。

住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税の対応であります。

所得税において、控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられることに伴い、当該措置の対象者についても、所得税から控除し切れなかった額を現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する措置を講ずるものであります。

なお、この措置による個人住民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填されることとなります。

次に、固定資産税についてでございます。

新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、評価替えにより税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるものであります。

次に、軽自動車税についてでございます。

車体課税の見直しであります。

1つ目は、環境性能割の税率区分の見直しであります。

軽自動車税の環境性能割について、目標年度が到来した燃費基準の達成状況も考慮しながら、新たな燃費基準の下で税率の適用区分を見直すものであります。

2つ目は、環境性能割の臨時的軽減の延長であります。

自家用乗用の軽自動車を取得した場合、環境性能割の税率を1%分減額する特例措置について、新型コロナウイルス感染症の状況や経済の動向を勘案し、その適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするものであります。

なお、この措置による減収額については、全額国費で補填されることとなります。

3つ目は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間内で取得した軽自動車に対する翌年度のグリーン化特例の見直しであります。

自家用乗用車については、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車のみがグリーン化特例の75%軽減対象車両となり、燃費基準による50%軽減

と25%軽減が廃止となるものであります。

営業用乗用車については、電気自動車、天然ガス自動車が75%軽減となり、50%軽減と25%軽減については、新たな燃費基準に基づき対象となり、軽貨物自動車については、電気自動車、天然ガス自動車が75%軽減対象車両となり、燃費基準による50%軽減と25%軽減が廃止となるものであります。

このほか法令改正に伴う所要の規定の整備等を行っております。

附則は、施行期日と税目ごとの経過措置等を定めるものであります。

以上で承認第4号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（吉田史明君）

承認第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書29ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を令和3年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案書31ページをお開きください。

説明補足資料16ページの新旧対照表も併せてご覧ください。

このたびの改正は、令和2年度に実施しました、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対する国民健康保険税の減免について、令和3年度における減免措置の取扱いが厚生労働省と総務省から示されたことに伴い、課税事務に支障を来さないよう条例を改正し、専決処分したものであります。

改正内容は、附則第15項中、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、1年延長するものであります。

なお、この減免措置による減免額の一部が特別調整交付金により補填されることとなります。

附則は、施行期日を定めるものであります。

以上で承認第5号の説明といたします。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長 (吉田史明君)

承認第6号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書32ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町原子力発電施設等立地地域における固定

資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を令和3年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案書34ページをお開きください。

説明補足資料17ページの新旧対照表も併せてご覧ください。

このたびの改正は、関係省令の一部改正が令和3年3月31日に公布され、令和3年4月1日から施行されることから、課税事務についてもこれと同様の措置を講ずる必要があるため、条例を改正し、専決処分したものであります。

改正内容は、第2条中、「平成33年3月31日」を「令和5年3月31日」に改めるものであります。

附則は、施行期日を定めるものであります。

以上で承認第6号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第9 承認第7号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長 (吉田史明君)

承認第7号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書35ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を令和3年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案書37ページをお開きください。

説明補足資料18ページの新旧対照表も併せてご覧ください。

このたびの改正内容は、関係省令の一部改正が令和3年3月31日に公布され、令和3年4月1日から施行されることから、課税事務についてもこれと同様の措置を講ずる必要があるため、条例を改正し、専決処分したものであります。

改正内容は、第2条中、「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「起算して5年を経過する日」を「同月31日」に改めるものであります。

附則は、施行期日と適用区分を定めるものであります。

以上で承認第7号の説明といたします。

議 長 (川村重光君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第10 承認第8号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 (円子国浩君)

承認第8号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書の38ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例を令和3年3月31日に専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案書40ページをご覧ください。

併せて、別冊説明補足資料19ページの新旧対照表もご参照ください。

今回の改正内容は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月3日に公布されたことに伴い、六戸町国民健康保険条例において定めている新型コロナウイルス感染症の定義を今後の事務に支障を来さないよう改正し、専決処分をしたものであります。

附則は、施行期日を定めたものであります。

以上で承認第8号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第11 承認第9号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 (館 泰之君)

承認第9号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書41ページから53ページになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日、専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものでございます。

43ページをご覧ください。

併せて、補足資料20ページもご覧ください。

六戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正の内容は、令和3年3月議会において議決をいただいた六戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例など4条例について、それぞれの改正附則に経過措置を規定するため、改正するものでございます。

内容といたしましては、43ページの第1条の改正では、六戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について、虐待の防止、業務継続計画の策定等、感染症の予防及び蔓延防止のための措置などに係る経過措置を規定するものであります。

同様に、45ページの第2条の改正では、六戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について、飛びまして、49ページの第3条の改正では、六戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに

指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について、51ページの第4条の改正では、六戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について、それぞれ令和6年3月31日までの経過措置を追加規定するものがあります。

附則につきましては、施行期日を定めたものでございます。

以上で承認第9号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第9号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、入替えのため暫時休憩いたします。

休憩（午前10時33分）

再開（午前10時34分）

議長 長（川村重光君）

休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、日程第12 承認第10号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

議案書の54ページからになります。

承認第10号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日、専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

56ページをご覧ください。

令和2年度六戸町一般会計補正予算（第9号）について、第1条第1項は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億2,686万9,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ70億7,240万円としたものであります。

第2条は債務負担行為の変更について、第3条は地方債の変更について、それぞれ61ページの第2表、62ページの第3表に示すものであります。

それでは、補正の内容につきまして、別冊の令和2年度補正予算に関する説明書に基づきご説明申し上げます。

補正予算に関する説明書、3部あるかと思いますが、その中の一番厚い冊子になります。表紙の下に令和3年3月31日という記載があります。一番厚い冊子になります。

まず最初に、歳出からご説明申し上げます。

15ページからになります。

歳出につきましては、主に事業費等の確定や実績見込みの精査により予算調整したものであり、減額になります主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響による各種事業等の中止や規模縮小によるものであります。

それでは、主な項目についてご説明いたします。

16ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費は、中ほどの5目財産管理費の25節積立金に学校建設基金積立など、合わせて6,675万3,000円を増額補正、7目企画費の19節負担金補助及び交付金は、定住促進新築住宅建設補助事業を207万円増額補正し、若者定住支援事業を332万円減額補正いたしました。

17ページ下段から19ページ上段にかけましての12目新型感染症対策事業費は、8節報償費でインフルエンザ予防接種商品券給付事業を200万円減額補正、18ページの13節委託料は、六戸町乳幼児等インフルエンザ予防接種費助成事業を180万1,000円減額補正、18節備品購入費は、スクールバス購入など、合わせて628万円を減額補正、19節の負担金補助及び交付金は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金など、合わせて220万7,000円を減額補正いたしました。

20ページの下段になります。

3款民生費、1項社会福祉費は、1目社会福祉総務費において、21ページの19節負担金補助及び交付金で、子育て世代への臨時特別給付金交付事業など、合わせて441万円を減額補正いたしました。

24ページに飛びます。

4款衛生費、1項保健衛生費は、2目予防費の13節委託料で、各種予防接種業務など、合わせて618万8,000円を減額補正いたしました。

26ページの下段に飛びます。

6款農林水産業費、1項農業費は、1目農業委員会費の1節報酬に、農地利用最適化交付金の確定により、農業委員及び農地利用最適化推進委員への報酬を93万4,000円を増額補正、27ページ中ほどの3目農業振興費は、19節負担金補助及び交付金で農業振興対策協議会補

助金を80万円減額補正。

29ページに飛びます。

7款商工費、1項商工費は、3目観光費の19節負担金補助及び交付金で、観光協会補助金など、合わせて157万5,000円を減額補正。

30ページになります。

8款土木費、2項道路橋りょう費は、2目道路橋りょう維持費で、除雪費用の確定により、13節委託料など、所要額を減額補正しております。

32ページ下段に飛びます。

10款教育費、1項教育総務費は、2目事務局費において、次の33ページになりますが、19節負担金補助及び交付金で、教育振興協議会補助金など、合わせて69万6,000円を減額補正、3目教育指導費は、次の34ページになりますが、19節負担金補助及び交付金で、学力向上推進委員会事業補助金など、合わせて142万9,000円を減額補正。

36ページに飛びます。

下段の10款教育費、5項保健体育費は、1目保健体育総務費で、次のページになりますが、19節負担金補助及び交付金において、中体連等大会選手派遣補助や総合体育館リニューアル記念事業補助金など、合わせて335万円を減額補正いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。

3ページへお戻り願います。

1款町税から6ページ上段の12款交通安全対策特別交付金までは、歳入額が確定したことから、それぞれ所要額を補正計上。

6ページ中段の13款分担金及び負担金から7ページ上段の14款使用料及び手数料までは、実績見合いにより調整をしたものであります。

7ページ中段から11ページ上段にかけましての15款国庫支出金と16款県支出金は、主に事業費との関連において調整をしたものであります。

11ページ2段目の17款財産収入と3段目の18款寄附金は、実績見合いあるいは額の確定により、それぞれ所要額を増額計上。

下段の19款繰入金は、歳出予算との調整により、1目財政調整基金繰入金と3目減債基金繰入金で既定額の全額をそれぞれ減額補正いたしました。

12ページから13ページ上段の21款諸収入は、実績見合いあるいは額の確定により、それぞれ所要額を補正計上。

13ページの22款町債は、事業費の確定により、それぞれ補正額を計上しております。
以上で承認第10号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。
これより承認第10号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。
よって、承認第10号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。
ここで、入替えのため暫時休憩いたします。

休憩（午前10時44分）

再開（午前10時45分）

議長（川村重光君）

休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、日程第13 承認第11号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（円子国浩君）

承認第11号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書63ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、令和2年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を令和3年3月31日に専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案書65ページをご覧ください。

第1条第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から1,083万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,897万8,000円とするものであります。

今回の補正予算は、事業費の確定及び歳出との関連において予算を調整したものであり、その内容につきまして、補正予算に関する説明書によりご説明いたします。

説明書45ページをご覧ください。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

5款県支出金、1項県補助金は、1目保険給付費等交付金の普通交付金と特別交付金及び保健事業費補助金の確定により736万円減額し、項の計で8億2,572万8,000円といたしました。

7款繰入金、1項他会計繰入金は、歳出との関連において、一般会計繰入金を336万円4,000円減額し、項の計で1億1,159万8,000円といたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

47ページをご覧ください。

中段の1款総務費の2項徴税費、下段の同じく3項運営協議会費は、執行額を精査の上、それぞれ減額計上いたしました。

48ページの2款保険給付費、1項療養諸費は、一般被保険者療養給付費などの実績見込額の精査により435万1,000円減額し、項の計で6億8,729万9,000円といたしました。

同じく2項高額療養費は、一般被保険者高額介護合算療養費などの実績見込額の精査により、次のページになります。49ページです。49ページになりますが、63万5,000円を減額し、項の計で9,316万9,000円といたしました。

同じく4項出産育児諸費は、実績見込額の精査により337万6,000円減額し、項の計で166万7,000円といたしました。

次のページ、50ページの中段の3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分については、財源充当の変更であります。

以上で承認第11号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第11号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第11号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第14 承認第12号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長 (外山昌彦君)

承認第12号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書68ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、令和3年3月31日、専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものでございます。

70ページをお開き願います。

令和2年度六戸町下水道事業特別会計補正予算(第5号)は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ689万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,874万4,000円とするものでございます。

それでは、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書の57ページをお開き願います。

今回の補正予算の内容は、事業費の確定見込みに基づき歳入歳出予算額を調整したものでございます。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

中段の2款使用料及び手数料、1項使用料では、下水道使用料の徴収見込額を精査し、項の計で388万円を増額計上しております。

58ページをお開き願います。

上段の5款繰入金、1項他会計繰入金につきましては、一般会計繰入金を事業費との関連において、1,011万3,000円を減額計上しております。

中段の2項基金繰入金では、下水道事業整備基金繰入金を消費税納付額の確定により82万4,000円減額計上しております。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

59ページをお開き願います。

1款事業費、1項総務管理費につきましては、執行見込額を精査し、項の計で598万円を減額計上しております。

60ページをお開き願います。

上段の2項建設事業費では、事業費の確定により工事請負費を51万7,000円減額計上しております。

中段の2款公債費、1項公債費では、長期資金の元金・利子の支出額確定により、項の計で39万8,000円を減額計上しております。

以上で承認第12号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第12号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第15 承認第13号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長(外山昌彦君)

承認第13号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書73ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、令和3年3月31日、専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものでございます。

75ページをお開き願います。

令和2年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ294万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,241万8,000円とするものでございます。

それでは、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書の63ページをお開き願います。

今回の補正予算の内容は、事業費の確定見込みに基づき歳入歳出予算額を調整したものでございます。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

下段の4款繰入金、1項他会計繰入金につきましては、一般会計繰入金を事業費との関連において、336万4,000円を減額計上しております。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

65ページをお開き願います。

上段の1款事業費、1項総務管理費につきましては、執行見込額を精査し、項の計で231万5,000円を減額計上しております。

下段の2項建設事業費では、事業費の確定により工事請負費を45万円減額計上しております。

66ページをお開き願います。

2款公債費、1項公債費では、長期資金の元金・利子の支出額確定により、項の計で17万8,000円を減額計上しております。

以上で承認第13号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第13号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第16 承認第14号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 (舘 泰之君)

承認第14号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書77ページから81ページとなります。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日、専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものでございます。

79ページをご覧ください。

令和2年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,101万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億5,811万4,000円とするものでございます。

それでは、令和2年度の介護保険事業特別会計補正予算について、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

介護保険事業特別会計は67ページから78ページまでになります。

今回の補正予算の内容は、主に保険給付費の実績見込みにより歳入歳出予算額を調整したものでございます。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

69ページをご覧ください。

5款国庫支出金、2項国庫補助金では、1目調整交付金のほか、項の計で546万4,000円

を増額計上しました。

下段の6款支払基金交付金、1項支払基金交付金では、支払基金の負担分として、項の計で766万7,000円を増額計上しました。

70ページをご覧ください。

7款県支出金、3項県補助金では、地域支援事業交付金として、項の計で147万3,000円を増額計上しました。

下段の9款繰入金、1項一般会計繰入金では、1目介護給付費繰入金のほか、項の計で357万円を減額計上しました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

72ページをご覧ください。

下段の2款保険給付費、1項介護サービス等諸費では、保険給付費の実績見込みにより、居宅介護サービス給付費ほか、項の計で183万7,000円を減額計上しました。

73ページの同じく2項介護予防サービス等諸費では、介護予防サービス給付費ほか、項の計で285万4,000円を減額計上いたしました。

下段の4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護保険財政調整基金積立金では、保険給付費等の確定により超過交付となった介護給付費負担金等の次年度の返還金の財源として基金積立を見込みまして、2,199万5,000円を増額計上。

74ページから76ページにかけましての5款地域支援事業費では、事業費の実績見込みに基づき、それぞれ減額計上をしております。

以上で承認第14号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第14号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時15分まで休憩いたします。

休憩 (午前 11 時 03 分)

再開 (午前 11 時 15 分)

議 長 (川村重光君)

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第17 承認第15号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（円子国浩君）

承認第15号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書82ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、令和2年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を令和3年3月31日に専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案書の84ページをご覧ください。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額から17万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,682万2,000円とするものであります。

今回の補正予算は、事務費等の確定により予算を調整したものであり、その内容につきまして、補正予算に関する説明書によりご説明いたします。

説明書の81ページをご覧ください。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、2目普通徴収保険料は、滞納繰越分を7万2,000円減額し、項の計で7,754万8,000円といたしました。

3款繰入金、1項繰入金は、事務費の確定により一般会計繰入金を9,000円減額し、項の計で4,726万7,000円とし、5款諸収入、2款償還金及び還付加算金は、保険料還付金を10万円減額し、項の計で29万9,000円といたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

83ページをご覧ください。

2款分担金及び負担金、1項広域連合負担金は、執行額を精査の上、11万円減額し、項の計で1億1,974万4,000円といたしました。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、実績見込み額を精査の上、9万9,000円減額し、項の計で30万円といたしました。

4款予備費は、3万9,000円増額し6万4,000円といたしました。

以上で承認第15号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第15号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第18 承認第16号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長 (吉田英輔君)

承認第16号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書86ページをお開き願います。

専決処分につきましては、次のページの専決処分書のとおり、令和2年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第5号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき本年3月31日に専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

88ページをお開き願います。

このたびの補正予算は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,906万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,304万3,000円とするものでございます。

款項の区分ごとの金額については、第1表によるものでございます。

補正の内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

最初に、歳入についてご説明いたします。

87ページをお開き願います。

歳入につきましては、事業費の確定や実績見込みによる精査により予算調整したものでございます。

1 款診療収入は、1,324万3,000円を減額計上いたしました。

5 款繰入金は、他会計からの繰入金を640万4,000円減額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

89ページをお開き願います。

歳出につきましても、事業費の確定や実績見込みによる精査により予算調整をしたものでございます。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費は、人件費や施設の維持管理経費ほかで678万7,000円を減額計上いたしました。

91ページをお開き願います。

2 款医業費、1 項医業費、1 目医療用機械器具費は、各種検査機器等に係る経費で、331万3,000円を減額計上いたしました。

2 目医療用消耗機材費は、検査試薬、診療材料消耗品などの医薬材料費で、130万6,000円を減額計上いたしました。

3 目医療衛生材料費は、内服薬や外用薬、注射薬などの医療材料費ほかで743万8,000円を減額計上いたしました。

以上で承認第16号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第16号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第19 承認第17号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長（吉田英輔君）

承認第17号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書90ページをお開き願います。

専決処分につきましては、次のページの専決処分書のとおり、令和3年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき本年4月30日に専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。92ページをお開き願います。

このたびの補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ153万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,975万円とするものでございます。

款項の区分ごとの金額につきましては、第1表によるものでございます。

補正の内容につきましては、補正予算に関する説明書に基づきご説明申し上げます。

表紙の下の方に令和3年4月30日と記載があるものをご用意願います。

このたびの補正予算は、新型コロナワクチン接種の実施に必要な経費のうち、既定の予算では予算不足により対応ができなかったもののみ専決処分をしたものでございます。

最初に、歳入についてご説明いたします。

3ページをお開き願います。

1款診療収入、1項診療収入、2目諸検診等収入に、ワクチン接種の実施医療機関に支払われる接種費用を歳出予算の補正との関連におきまして、153万5,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページをお開き願います。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費に受付用テーブルや受付用椅子ほかで153万5,000円を増額計上いたしました。

以上で承認第17号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第17号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第20 議案第25号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（円子富浩君）

それでは、議案第25号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更についてご説明いたします。

議案書の94ページからと、補足資料は26ページになります。

主な変更内容は、十和田地区食肉処理事務組合が令和3年6月30日をもって解散すること

に伴い、組合規約の別表第1から削除するものであります。

附則は、施行日を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第21 議案第26号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数

の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（円子富浩君）

それでは、議案第26号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について説明申し上げます。

議案書97ページからと、補足資料は26ページになります。

主な変更内容は、十和田地区食肉処理事務組合が令和3年6月30日をもって解散することに伴い、組合同規約の別表第1及び別表第2第8号から削除するものでございます。

附則は、施行日と適用日を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第22 議案第27号 六戸町印鑑条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 (円子国浩君)

議案第27号 六戸町印鑑条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書の100ページからになります。併せて、別冊説明補足資料28ページの新旧対照表もご参照ください。

本条例案は、個人番号カードを利用した多機能端末機による印鑑証明書の交付に係る規定の整備に伴い、改正するものであります。

議案書101ページをご覧ください。

今回の改正内容は、コンビニ等に設置されている多機能端末機から個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを利用して印鑑証明書の交付申請及び交付を受けることができるようにするため、第13条の次に1条を加えるものであります。

附則は、施行日を定めるものであります。

以上で議案第27号の説明を終わります。

議 長 (川村重光君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

11番、山本実君。

1 1 番（山本 実君）

議案第27号についてお尋ねをいたします。

いわゆるコンビニ等に設置をされてある、民間事業者が設置する端末機、これを利用した場合に、現在の手数料と利用者が負担する負担金との差はどのようになっているのか。

議 長（川村重光君）

町民課長。

町民課長（円子国浩君）

現在、窓口で交付する際、頂いています交付手数料と同額での交付を想定して、今進めているところでございます。

以上です。

議 長（川村重光君）

山本実君。

1 1 番（山本 実君）

はい、分かりました。同額で進めているということなのですが、利用者が端末機を利用して負担する負担金、いわゆる今現在の窓口で交付を受ける金額で交付を受けられるという理解でよろしいんですか。

議 長（川村重光君）

町民課長。

町民課長（円子国浩君）

そのとおりでございます。

議 長（川村重光君）

山本実君。

1 1 番（山本 実君）

そういたしますと、民間が設置にしてある端末機を利用する利用料金、これも含むということになるのでしょうか。

議 長（川村重光君）

町民課長。

町民課長（円子国浩君）

その窓口といたしますか、交付機でお支払いいただく手数料の中には手数料も含まれます。以上です。

議 長（川村重光君）

山本実君。

1 1 番（山本 実君）

そういたしますと、現在の窓口で受ける手数料の料金に端末機を利用する料金も含まれるということは、現在の手数料が減額になるような形になるという理解でよろしいんですか。

議 長（川村重光君）

町民課長。

町民課長（円子国浩君）

今、窓口で交付手数料として頂いている各種証明の手数料につきましては、町の手数料条例に明記されている手数料になるんですけども、窓口で交付を受けても、コンビニで交付を受けても同じ金額で証明書を発行するということを想定して進めています。

1 1 番（山本 実君）

議長、もう一回いいですか。

議 長（川村重光君）

山本実君。

1 1 番（山本 実君）

そういたしますと、最後になりますけれども、民間業者が設置にしてある端末機の利用料金はどなたがお支払いするんですか。

議 長（川村重光君）

町民課長。

町民課長（円子国浩君）

コンビニ事業者等、その端末機を設置されている事業者のほうへの手数料は、1通当たり117円負担することになります。

以上です。

議 長（川村重光君）

いいですか。

山本実君。

1 1 番（山本 実君）

そういたしますと、現在の窓口で受ける印鑑証明の手数料から民間が設置にしてある利用料金はお支払いをするということなんですか。という理解でよろしいんですか。

議 長（川村重光君）

町民課長。

町民課長（円子国浩君）

そういうことになります。

議 長（川村重光君）

よろしいですか。

11 番（山本 実君）

はい。

議 長（川村重光君）

そのほかありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号 六戸町印鑑条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

ここで、入替えのため暫時休憩いたします。

休憩（午前11時36分）

再開（午前 11 時 37 分）

議長（川村重光君）

休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、日程第23 議案第28号 令和3年度六戸町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

議案書の102ページからになります。

議案第28号 令和3年度六戸町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条第1項は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,814万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億6,024万5,000円とするものであります。

第2条は、地方債の補正について、105ページの第2表地方債補正によるものとしております。

その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

補正予算に関する説明書の5ページをご覧ください。

まず最初に、歳出の主なものからご説明いたします。

なお、全般にわたっての人件費部分の補正につきましては、主に人事異動を反映し調整したものであります。

それでは、まず、2款総務費、1項総務管理費は、7目企画費に、コミュニティ助成事業に2町内会が採択になったことにより、18節負担金補助及び交付金に310万円を追加計上。

中段の3款民生費、1項社会福祉費は、3目障害者福祉費の18節負担金補助及び交付金に上十三地域医療的ケア児支援事業負担金2万円を追加計上。

下段の2項児童福祉費、2目児童措置費は、新規事業として、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金915万円を18節負担金補助及び交付金に計上し、事務費を含め、6ページ上段になりますが、項の計で939万2,000円を増額補正いたしました。

財源は主に国県からの補助金で賄われます。

4款衛生費、1項保健衛生費は、2目予防費に、新型コロナウイルスワクチン接種事業経費として、主に3節職員手当等には副反応等に関する住民からの相談に対応するための時間外勤務手当を、12節委託料にワクチン接種の予約・問合せ業務やインターネット予約業務などに関する経費をそれぞれ計上し、項の計で1,554万円を増額補正いたしました。

7ページになります。

中段の8款土木費、1項土木管理費は、1目土木総務費の14節工事請負費に空き家外壁崩落解体補強工事ほかで26万4,000円を追加計上。

下段の2項道路橋りょう費は、2目道路橋りょう維持費の14節工事請負費に旧館野住宅跡地側溝整備工事ほかで267万3,000円を追加計上。

3目道路新設改良費は、道路事業補助金が内示されたことにより事業費を増額し、次の8ページになりますが、項の計で3,472万8,000円を増額補正。

下段の9款消防費、1項消防費は、4目災害対策費の12節委託料に国土強靱化地域計画策定業務ほかで336万6,000円を追加計上しております。

9ページになります。

10款教育費、1項教育総務費は、2目事務局費に、新型コロナウイルス感染症の影響により万が一修学旅行がキャンセルになった場合に備え、18節負担金補助及び交付金に修学旅行キャンセル料補助金145万2,000円を追加計上。

4目学校建設費では、六戸町立小中学校最適化基本計画策定審議会の設置に伴う委員報酬27万5,000円を追加計上。

2項小学校費は、1目学校管理費の12節委託料に、六戸小学校のトイレの漏水が判明したため、その調査費用含め40万7,000円を増額補正。

10ページ中段になります。

4項社会教育費は、1目社会教育総務費の18節負担金補助及び交付金に、社会教育団体等の活動支援のため、仮称ではありますが、メイプルタウンイルミネーション設置実行委員会補助金300万円を追加計上。

下段の5款保健体育費は、3目海洋センター運営費の12節委託料にB&G海洋センター改修工事実施設計業務ほかで490万円を増額計上いたしました。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。

3ページにお戻り願います。

15款国庫支出金と中段の16款県支出金は、歳出における関連事業に対しての国や県からの補助金を計上しております。

下段の19款繰入金、1項基金繰入金は、1目財政調整基金繰入金に、歳出予算との関連において調整するため、3,000万円を増額計上。

4ページの中段になります。

21款諸収入、5項雑入は、コミュニティ助成事業交付金310万円を計上。

22款町債は、事業費との関連により補正計上しております。

以上で議案第28号の説明といたします。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

1番、盛田嘉彦君。

1番（盛田嘉彦君）

コロナ関連ということでご質問させていただきます。

3月議会において、町民税、固定資産税が大幅な減収になるというふうに見込まれるということでご説明受けたんですけれども、実際、5月にも固定資産税、先日には町民税の納付書を送っていることから、実際、今どのような状況なのか、実際、見込みどおりコロナの影響が出て減収になっているのかということをお尋ねいたします。

議長（川村重光君）

税務課長。

税務課長（吉田史明君）

ご質問にお答えします。

3月の予算特別委員会で、令和3年度の町税の予算ということで、新型コロナウイルス感染症の影響により、固定資産税含め町民税、大幅な減収が見込まれるというご説明をしております。

5月に固定資産税の納付書発送、6月には町民税の納付書発送ということで、今年度の賦

課額が確定しました。

固定資産税に関しては、償却資産、事業所の事業収入の減少割合に応じて、課税標準額を2分の1またはゼロとする特例により大幅な減収が見込まれるというご説明だったんですが、実際、事業収入が減ったということでの申請された企業が想定より少なかったということもあり、償却資産の特例による減少というのは、当初想定したよりも低くなりました。

プラス、償却資産なんですが、新幹線設備関連の償却資産ですが、これまで国の特例を受けて減額、要は課税標準の特例ということで減額されていたものが、その特例期限が終了し、今年度から通常の課税標準になったということで、大幅な償却資産の税収が見込まれるという結果が出ております。

よって、固定資産税全般については、当初見込んだ減収額ではなく、逆にプラスになる見込みであります。

町民税に関しては、農業者の方々の昨年の作付、野菜等かなり好調だということで、それを見込んで、当初予算でも農業関係の方々の収入は増えるだろうという見込みを立てたんですが、実際2月、3月の申告相談の結果、見込みよりもさらによかったという状況で、プラスが出ております。

問題になっていたのが、新型コロナウイルスの影響によって、給与所得者、自営業の方々とかの減少がかなりあるだろうということで見込んでおりましたが、給与所得者の方々においても、申告相談を行った結果、さほど影響がなかったという状況です。営業等の方々も、実際は本来の事業収入は落ちてはいたものの、国の各種制度による交付金等の収入もあり、営業の方々も税務課で想定していた以上の減収にはならなかったということで、町民税に関しても増収が見込めるという結果になっております。

以上です。

議 長（川村重光君）

盛田嘉彦君。

1 番（盛田嘉彦君）

さほど影響が出ていないことで安心しております。ありがとうございました。

以上です。

議 長（川村重光君）

いいですか。

1 番（盛田嘉彦君）

はい。

議 長（川村重光君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号 令和3年度六戸町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決
いたしました。

ここで、入替えのため暫時休憩いたします。

休憩（午前 11 時 49 分）

再開（午前 11 時 50 分）

議長（川村重光君）

休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、日程第24 議案第29号 令和3年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

議案第29号 令和3年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

議案書106ページからになります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ373万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,549万円とするものであります。

その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書の19ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

5款繰入金、1項他会計繰入金に一般会計繰入金を373万3,000円を追加計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

20ページをお開き願います。

1款事業費、1項総務管理費、1目一般管理費の委託料に、下水道管渠内の清掃のため、管渠洗浄業務経費12万3,000円を追加計上いたしました。

同じく2項建設事業費、1目建設費には、小松ヶ丘処理区流域下水道接続工事において、電柱が支障となることから、補償補填及び賠償金に電柱移転補償420万円を追加計上し、工

事請負費等を減額する組替えを行うほか、館野地区への住宅新築に伴う下水道管を延伸する管渠布設工事等を追加計上し、項の計で361万円追加計上するものであります。

以上で議案第29号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号 令和3年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第25 議案第30号 令和3年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正

予算（第2号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長（吉田英輔君）

議案第30号 令和3年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

議案書108ページをお開き願います。

このたびの補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ263万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,238万2,000円とするものでございます。

款項の区分ごとの金額については、第1表によるものでございます。

補正の内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

このたびの補正予算は、新型コロナワクチン接種の実施に必要な経費について補正したものでございます。

最初に、歳入についてご説明いたします。

23ページをお開き願います。

1款診療収入、1項診療収入、2目諸検診等収入に、ワクチン接種の実施医療機関に支払われる接種費用を歳出予算の補正との関連におきまして、263万2,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

24ページをお開き願います。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費では、3節職員手当等にワクチンの配送が休日となった場合の時間外勤務手当として8万1,000円を増額計上。

10節需用費にゴム印などの事務用品やカルテの印刷代ほかで45万4,000円を増額計上。

12節委託料にワクチン接種の運営に係る人員不足を補うための補助業務ほかで122万円1,000円を増額計上。

14節工事請負費にワクチン保管用超低温冷凍庫の温度異常などを検知する遠隔監視警報装置の設置工事ほかで30万3,000円を増額計上いたしました。

2款医業費、1項医業費、1目医療用機械器具費では、17節備品購入費に体温計や注射用カートほかで27万3,000円を増額計上。

2目医療用消耗機材費では、アルコール綿や医療用ガウン、救急処置用品などの医療材料費として30万円を増額計上いたしました。

以上で議案第30号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号 令和3年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第26 議案第31号 工事の請負契約についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

教育課長。

教育課長（長谷 智君）

議案第31号についてご説明いたします。

議案書は110ページになります。

併せて、補足資料の29ページをご参照願います。

本議案は、次のとおり工事請負契約を締結するものであります。

工事の名称、大曲小学校高圧受電設備改修及び空調設備設置工事。

工事の場所、六戸町大字犬落瀬字柳沢地内。

契約金額、5,225万円、これは消費税を含むものでございます。

契約の相手方、住所、六戸町大字犬落瀬字下久保1番地243、会社名、株式会社河野電気工業、代表者名、代表取締役、河野崇。

なお、工事概要及び内容、入札結果につきましては、補足資料に記載してありますので、ご参照ください。

以上で議案第31号の説明といたします。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号 工事の請負契約については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第27 議案第32号 財産の取得についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（円子富浩君）

議案第32号 財産の取得について説明いたします。

議案書112ページ、補足資料は30ページとなります。

本案は、次のとおり財産を取得するものであります。

取得する財産、小型動力ポンプ付積載車1台。

契約金額、1,738万円、この金額は、消費税を含む金額でございます。

契約の相手方、住所、青森市栄町一丁目12番1号、会社名、有限会社丸栄消機、代表者名、代表取締役、天内幹夫。

なお、この車両は、第3分団、折茂新田に配置するものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号 財産の取得については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第28 同意第1号 六戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (川村重光君)

起立全員であります。

ご着席ください。

よって、同意第1号 六戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第29 発議第2号 六戸町議会会議規則の一部を改正する規則案についてを議題といたします。

本案は、12番、苫米地繁雄君外5名から議員提出議案として提出されております。

提出者の提案理由の説明を求めます。

苫米地繁雄君。

12番 (苫米地繁雄君)

それでは、発議第2号 六戸町議会会議規則の一部を改正する規則案について提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たって、その諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものであります。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者について一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものであります。

さらに、第60条第4項の一般質問の方式を六戸町議会基本条例第5条の規定に合わせ、整合性を図るほか、第121条第3項において生じていた条番号の誤りを改めるなど、所要の改正を行うものであります。

以上、簡単ではありますが、提案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号 六戸町議会会議規則の一部を改正する規則案は原案のとおり可決いたしました。

以上で、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和3年第3回六戸町議会定例会を閉会いたします。

ご起立願います。

お疲れさまでした。

閉会（午後 0時06分）